

お子さんがいる保護者の方へ
「居住実態が把握できない児童」の居住実態の把握
を、自治体の職員がおこなっております。ご協力お願い致します。

「居住実態が把握できない児童」とは？

お子さんが記録されている住民基本台帳を備える市区町村において、所在及び安全の確認が必要な18歳未満のお子さんのことです。具体的には次のいずれかに該当するお子さんのことです。

乳幼児健康診査、新生児訪問、予防接種などの保健・福祉サービスを受けていない。

児童を対象とした、各種届出や手続きを行っていない。

教育委員会で行う就学時健診など、就園・就学に関わる事務が行われていない。

左記に該当し
連絡がとれない
18歳未満の
お子さん

根拠法令により、安否確認が必要になりました。

健康診査や新生児訪問などは、安否確認だけではなく、お子さんの発育・発達をみる大切な機会です。是非受けましょう。

根拠法令

・児童福祉法 ・児童虐待の防止等に関する法律

・「居住実態が把握できない児童への対応について」(平成27年3月16日付 総務省自治行政局住民制度課長、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長)

18歳までのお子さんとその家族から様々な相談をお受けしております。必要に応じて、子育てサービスのご紹介もしております。子育ての困ったこと、悩んでいることなど、下記にご相談下さい。

【問い合わせ】

千代田区立児童・家庭支援センター子ども家庭相談係

住所：千代田区神田司町2-16神田さくら館6階

電話：03-5298-2424 相談専用電話：03-3256-8150

*電話相談は月～土（祝日・年末年始を除く）の9:00～17:00までお受けしています。